

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP公開版

(整理番号0942)

本審議会 第 468 回

令和 7 年 10 月 31 日 公開

開 催 日 時	令和 7 年10月31日（金）	14時45分～15時01分	
開 催 場 所	前橋地方合同庁舎 1 階共用会議室		
開 催 状 況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主 要 議 題	1 特定最低賃金改正決定の審議結果について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日出席の委員は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 4 名の合計 13 名です。 従いまして、本審議会は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	ただいまから、第 468 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。

会長	議事進行につきましては、米本会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。 会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、議題の（１）特定最低賃金改正決定の審議結果につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。
事務局	報告させていただきます。特定最低賃金の各専門部会の審議経過及び結果についてご報告申し上げます。 資料１の方をご覧ください。 記載のと通りの日程で、鉄鋼、機械、電気及び輸送の専門部会が開催され、各専門部会では、初めに労使委員の皆さまがそれぞれの立場でご意見を述べられ、その後は労使が歩み寄りつつご審議をいただきました。 その結果、鉄鋼、機械、電気及び輸送の４業種すべての専門部会において、６４円の引き上げが全会一致で議決されたところでございます。 資料２の方ですが、各専門部会の報告書及び答申文の写しでございます。 報告書と答申文は内容が同じです。 それでは、代表して鉄鋼専門部会の報告書、こちらを読み上げさせていただきます。 なお、その他の専門部会の報告書につきましては、別紙の時間額のみ読み上げさせていただき、ご報告とさせていただきたく存じます。 よろしくお願いします。
会長	【報告書の読み上げ】 以上でございます。 ありがとうございました。 ただいま、事務局の方から各専門部会の審議結果のご報告がございました。４業種の専門部会を代表して、私の方から所感を述べさせていただきます。 本年度は例年にも増しまして様々な環境的要因があります中、特定最低賃金の改正にあたりまして、労使委員の皆さまにはご多用中にもかかわらず、ご出席いただきまして、イニシアティブを十分に発揮され、４業種の専門部会で真摯に審議していただきまし

	た。 その結果、64 円の引き上げ額として、すべての専門部会において全会一致で議決されたということは、我々公益委員としても本当に感謝いたしているところです。 大変ありがとうございました。 委員の皆さまの方からも、感想も含めましてご意見などがございましたらお聞かせいただきたいと思います。 労働者側委員からいかがでしょうか。
委員	はい、労働側委員の[]です。 今年度の特定最低賃金の審議についてはですね、原材料費やエネルギーコストの上昇であったり、円安基調、トランプ関税等経営環境が厳しい中で、使用者の皆さまには真摯なご議論をいただいたことにまず感謝を申し上げます。 その結果、今年度の引き上げ額は、地方最低賃金Bランクの目安額に1円を上乗せした64円で合意できました。重ねて感謝申し上げます。 今年度の引き上げ額64円は、地域最低賃金と共に過去最高額となりました。この結果については真摯に受けとめ、引き続き、良好な労使関係の下、魅力ある群馬県になるよう引き続き取り組んでいきたいと思っています。私からは以上です。
会長	ありがとうございました。 使用者側委員からいかがでしょうか。
使側委員	【特になし】
会長	特にございませんでしょうか。ありがとうございました。 公益委員の方からはございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 その他の委員の方々からいかがでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 それでは無いようでしたら、次に進ませていただきます。

事務局	それでは議題の（２）その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。 今後の予定等について４点ご説明いたします。 まず１点目は、異議申し出の締め切り日でございます。 本日、この後に４業種の異議申し出の公示を行います。 異議申し出の締め切り日は、１５日後の１１月１７日の月曜日となります。この間に異議の申し出があった場合は、１１月１８日の火曜日の午前１０時から異議申し出に対する審議会を開催してご審議いただくことになります。例年は異議の申し出が無いことから、審議会は開催しておりません。 異議申し出の締め切り日を待つ必要がありますので、１１月１７日月曜日の午後５時頃に皆さまにメールにてお知らせをさせていただきたいと存じます。ご承知いただきますようお願いいたします。 なお、電話連絡を希望される委員の方がいらっしゃいましたら、個別にお申し付けくださいますようよろしくお願いいたします。 ２点目でございますが、効力発生の予定日でございます。 特定最低賃金の効力発生日は、４業種同一日となっております。 異議の申し出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で令和８年１月１日の木曜日となる予定でございます。 ただし、官報に掲載できる件数には限度があることから、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 ３点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。 その際には、最低賃金審議会の会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をお願いいたします。 最後に４点目でございます。 来年度の特定最低賃金の意向の確認、意向表明等にかかる審議会につきまして、委員の皆さまよりご都合を確認させていただきました。ありがとうございました。 その結果、令和８年３月５日の木曜日、午後２時３０分から開催させていただくということでお願いしたく存じます。日程の確保の方をよろしくお願いいたします。 また、最低賃金の改正等の申し出を行う業種につきましては、そ
-----	---

会長	の意向について、来年２月上旬を目途に群馬労働局長あて文書でご提出をお願いいたします。 以上でございます。 ただいま、事務局から４点、ご説明がございました。 １点目は、異議申し出に係る審議会の開催についてです。例年は異議の申し出がないことから開催しておりませんが、今年の状況は事務局からの連絡を確認していただき、異議申し出があった場合には委員の皆さまにはご出席をお願いします。 ２点目は、発効予定日です。特定最低賃金の効力発生日は４業種同一日となっているところであり、最短で令和８年１月１日の木曜日になりますが、諸事情により官報公示日がずれて遅れる場合もあるとのことでした。 ３点目は、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われる場合の確認についてでした。 ４点目は、来年度の特定最低賃金の意向確認、意向表明に係る審議会の日程を令和８年３月５日の木曜日に設定するという事です。このため意向表明は２月上旬までをお願いしたいということです。 以上４点につきまして、事務局提案のとおりとしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それではそのようにさせていただきます。 その他、事務局から何かございますでしょうか。
事務局	特にございません。
会長	委員の皆さまから何かございますでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	ご意見等ないようですので、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第４６８回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。